

規則

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第二十一号

埼玉県行政組織規則の一部を改正する規則

埼玉県行政組織規則（昭和四十二年埼玉県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条の表県民生活部の項中「ラグビーワールドカップ大会課」を「ラグビーワールドカップ二千十九大会課」に改め、同表保健医療部の項中

整備課	を	医療整備課	に改める。
		医療人材課	

第六条の二市町村課の項第二号中「地方自治法」を「法」に改める。

第七条職員健康支援課の項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 職員の年金（他の機関において所掌するものを除く。）に関する事

第七条の二国際課の項中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同条ラグビーワールドカップ大会課の項中「ラグビーワールドカップ大会課」を「ラグビーワールドカップ二千十九大会課」に改める。

第七条の四環境政策課の項中第十六号を第二十一号とし、第十五号の次に次の五号を加える。

十六 砂利採取法の施行に関する事

十七 採石法の施行に関する事

十八 埼玉県土採取条例の施行に関する事

十九 農地法に基づく農地の転用（砂利採取に係るものに限る。）に関する事

二十 埼玉県山西省友好記念館の管理に関する事

第七条の四大気環境課の項中第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律の施行に関する事

第七条の四みどり自然課の項中第十七号から第二十号までを削り、第二十一号を第十七号とし、第二十二号を削り、第二十三号を第十八号とし、第二十四号から第

二十六号までを五号ずつ繰り上げる。

第八条社会福祉課の項中第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号から第二十九号までを一号ずつ繰り上げる。

第九条保健医療政策課の項中第十一号を削り、第十二号を第十五号とし、第十号を第十四号とし、第五号から第九号までを四号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の四号を加える。

五 健康危機管理に関すること。

六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること。

七 新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行（危機管理課において所掌するものを除く。）に関すること。

八 予防接種法の施行に関すること。

第九条医療整備課の項第三号中「（准看護師にあつては、試験及び免許に関することを除く。）及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の施行」を「の施行（看護師等の処分に関するに限る。）」に改め、同項第四号中「、歯科衛生士法、診療放射線技師法（診療エックス線技師にあつては、免許に関するものを除く。）」を削り、「、視能訓練士法、臨床工学技士法、義肢装具士法、救急救命士法及び言語聴覚士法の施行」を「及び視能訓練士法の施行（医療人材課において所掌するものを除く。）」に改め、同項中第九号から第十一号までを削り、第八号を第九号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 診療放射線技師法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

第九条医療整備課の項の次に次の一項を加える。

医療人材課

一 医療従事者の確保に関すること。

二 看護師等の人材確保の促進に関する法律の施行に関すること。

三 保健師助産師看護師法の施行（他の機関において所掌するものを除く。）に関すること。

四 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法、柔道整復師法及び視能訓練士法の施行（学校、養成所又は養成施設に関することに限る。）に関すること。

五 歯科技工士法の施行（学校又は養成所に関すること及び業務従事届に関することに限る。）に関すること。

六 歯科衛生士法、臨床工学技士法、義肢装具士法、救急救命士法及び言語聴覚士法の施行に関すること。

七 高等看護学院との連絡調整に関すること。

第九条健康長寿課の項中第十三号を第十四号とし、第二号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 糖尿病重症化予防対策に関すること。

第九条疾病対策課の項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号から第十二号までを三号ずつ繰り上げ、第十三号を削り、第十四号を第十号とし、第十五号を第十一号とする。

第十条産業支援課の項第四号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同項中第十七号を第十八号とし、第五号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の施行に関すること。

第十条就業支援課の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 職業安定法の施行に関すること。

第十条シニア活躍推進課の項第一号中「及び活動支援（共助社会づくり課において所掌するものを除く。）」を削り、同項第三号中「及び活動支援」を削り、同項第四号中「活躍推進」の下に「（共助社会づくり課において所掌するものを除く。）」を加える。

第十一条農業政策課の項第七号中「及び農地等の買収売渡に伴う特別会計の経理」を削る。

第十三条都市整備政策課の項第五号中「（保健医療政策課において所掌するものを除く。）」を削り、同条建築安全課の項中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十六条の二第一項第二十四号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中小企業等経営強化法」に改め、同条第二項第二号中「公告」の下に「公表」を加える。

第三百三十一条の十五中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、同条第十三号中「建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定、報告の受理、措置命令等」を「事務」に改め、同号を同条第十二号とする。

第八十八条第一項の表部の項中「参事」の下に「又は参与」を加え、同表危機管理課の項中「危機管理課」の下に「及び消防防災課」を、「指揮監督する」の下に「とともに」、当該事務について、課長を助け、職員の担任する事務を監督し、事

務を整理する」を加え、同条第三項の表本庁及び部の項を次のように改める。

本庁及び部	参事	上司の命を受け、特に指定された重要事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長（知事室長及び会計管理者を含む。）を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	参与	上司の命を受け、特に指定された重要事項（専門的な知識、経験等を必要とするものに限る。）を処理するとともに、当該指定事項について、部長（知事室長及び会計管理者を含む。）を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。
	副参事	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、部長（知事室長及び会計管理者を含む。）を助け、職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

第百八十八条第三項の表総務部の項の次に次のように加える。

危機管理防災部	消防防災政策幹	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、上司を助け、事務を整理する。
---------	---------	--

第百八十八条第三項の表計画調整課及び保健医療政策課の項を削り、同表職員健康支援課及び医療整備課の項中「医療整備課」を「医療人材課」に改め、同表広聴広報課の項の次に次のように加える。

保健医療政策課	感染症対策幹	上司の命を受け、感染症対策に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属の職員を指揮監督する。
---------	--------	---

第百八十八条第三項の表健康長寿課及び疾病対策課の項中「健康長寿課」を「医療人材課、健康長寿課」に改める。

第百九十二条第三項の表埼玉県産業技術総合センターの項を次のように改める。

埼玉県産業技術総合センター	技術・事業化支援室長	上司の命を受け、特に指定された事項を掌理するとともに、当該指定事項について、北部研究所長を助け、これらの事務を処理するため、職員を指揮監督する。
---------------	------------	--

第百九十二条第三項の表総合技術センターの項を次のように改める。

総合技術センター	技術指導幹	上司の命を受け、土木技術の向上、普及、支援等に係る総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	総合技術幹	上司の命を受け、総合評価等に係る総合調整に関する事務を掌理し、その事務を処理するため、職員を指揮監督する。
	企画技術幹	上司の命を受け、特に指定された事項を処理するとともに、当該指定事項について、所長を助け、事務を整理する。
	主席工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、当該事務の総括の事務に従事する。
	副主席工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、特に指定された事項を掌理し、当該事項について、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を監理する。
	主任工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事するとともに、主席工事検査員を助け、職員の担任する事務を監理する。
	工事検査員	上司の命を受け、工事の監督及び検査の事務に従事する。

附 則

- 1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、県民生活部ラグビーワールドカップ大会課に勤務してい

る者は、別に辞令を發せられない限り、同一の職により、県民生活部ラグビーワールドカップ二千十九大会課に勤務を命ぜられたものとする。